

広めよう！「地域猫活動」

○子猫が生まれている、庭に糞をされて困る、ごみをあさって不衛生だといった野良猫による被害が増えています。しかし、猫は法律で「愛護動物」に定められているので、みだりに捕獲をしたり処分することができません。ですから、解決するには時間がかかります。

○これらの解決の方法として「**地域猫活動**」が全国的にも注目を集めています。これは地域の理解の下に飼い主のいない猫を、地域で管理しようというもので、**①決められた場所・時間に餌や水を与え、②トイレを設置し周辺の清掃などを行い、③不妊・去勢手術を施していく**ことで、一般的に4年といわれる野良猫の寿命を一代限りで全うさせ、年数をかけ減少させるものです。

目的

- トラブルを少なくする
- 数年かけて、飼い主のいない猫をなくす。



地域猫活動のポイント

- 将来的に飼い主のいない猫をなくしていこうとする活動を「**地域猫活動**」といいます。
- 「**地域猫活動**」の実施には周辺住民の理解が重要です。
- 特に自治会等との合意は重要になります。
- まず、周辺の人々に趣旨や活動のルールを説明し、理解を得たうえで活動をしましょう。
- 十分な理解がないと、トラブルの原因にもなりかねません。
- 「猫の問題」としてではなく「地域の環境問題」としてとらえ、世話をする人も地域住民もお互いに協力することが、「**地域猫活動**」の基本となります。
- 猫が苦手な方、猫の管理に反対な方もいらっしゃると思いますが、地域のために、まずは活動への理解から始めてみてはいかがでしょうか？
- 千葉県及び市川市では地域猫活動に取り組んでいる団体へ不妊去勢手術費の助成を行っています。（※千葉県と市川市では助成の要件が異なります）



地域猫とは・・・

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫のこと。その地域にあった方法で、管理者を明確にし、対象となる猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指す。



飼猫の3つのお願い

①室内で飼いましょう！

猫は環境が整っていれば、室内で飼育可能な生き物です。部屋の広い狭いではありません。猫の習性を理解し、

●トイレヤ爪とぎの設置

●外を眺められる場所の確保



●上下運動のできる部屋づくり

●不妊去勢手術による発情のコントロール

などを実施することで、室内飼育できます。

屋外には交通事故や喧嘩による外傷、ウィルスや細菌による病気、他人の敷地内での糞尿や鳴き声によるトラブルなど危険が潜んでいます。

②不妊・去勢手術をしましょう！

うっかり外に出てしまったり、迷子になったときに子猫ができることもありますので屋内で飼っていても**不妊・去勢手術**をしましょう。猫は自由に繁殖できる状況であつという間に数が増えてしまいます。



③飼い主がわかるようにしましょう！

迷子や被災の際にも飼い主の元に戻れるように名札のついた首輪やマイクロチップなどで飼い主がわかるようにしましょう。

